

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【会社名】 株式会社マイスターエンジニアリング

【英訳名】 MYSTAR ENGINEERING CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 大介

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 千葉県美浜区中瀬一丁目3番地

【縦覧に供する場所】 株式会社マイスターエンジニアリング 東京本社
(東京都品川区西五反田七丁目19番1号)
株式会社マイスターエンジニアリング 大阪本社
(大阪市北区大淀南一丁目11番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注)平成30年7月17日から東京本社は下記に移転する予定であります。
東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長平野大介は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長平野大介は、事業年度末日である平成30年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況についての評価を実施いたしました。

評価の範囲は、当社グループについて、財務報告全体の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものにおいては、当社グループの売上高に与える影響額の合計額が連結売上高の概ね95%までの範囲とした結果、当社グループのうち、当社及び連結子会社5社が評価対象となりました。そのうえで、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析し、関係者への質問、記録検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度の評価をいたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2程度の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定した結果、当社グループで、当社及び連結子会社1社を評価対象といたしました。

選定した重要な事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、財務報告への影響を勘案して個別に評価の対象に追加いたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、選定した統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長平野大介は、平成30年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。